

平成20年9月29日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員であるヒロセ通商株式会社に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

記

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金200万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

ヒロセ通商株式会社は、従業員等が法令、規則等を遵守するよう努めさせる監督責任があるにもかかわらず、役職員の法令に対する認識不足に加え、内部管理体制が不十分であることから、監査係取締役（平成19年9月1日より内部監査室取締役）が、平成17年6月頃、その業務に関し、平成17年6月までの外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）に係る勧誘活動において、同社がFX取引に興味があるとした見込客については、改正金融先物取引法が施行される同年7月1日以降も継続して受託契約等の締結の勧誘を行うことを顧客係課長（平成19年9月1日より統括部長）（以下「顧客係課長」という。）らに指示し、これを受けた顧客係課長らは、平成17年7月以降、同社が雇用したパート職員及び派遣社員に当該指示を伝え、顧客係課長及び当該パート職員等は、多数の見込客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行っていた。

このような状況の中、顧客係課長及びパート職員1名は、平成17年7月から同18年12月までの間、少なくとも見込客延べ346名に対し電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行い、このうち、同18年3月から同年11月までの間、少なくとも41名の顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、同年3月から同年12月までの間、これらの顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を継続した。

(3) 処分理由

同社の行為は、金融先物取引法第76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条、同規則第4条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上